

大阪市告示第863号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月21日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イーマ

大阪市北区一丁目12番6号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 飯盛 徹夫

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

（変更後）

みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社エイアンドエフ 代表取締役社長 赤津 大介

東京都新宿区新宿六丁目27番地56号

外26者

(変更後)

株式会社ロフトマン 代表取締役社長 村井 修平

京都府京都市中京区寺町通蛸薬師下ル福寺前町280

外2者

(4) 変更年月日

令和6年4月1日

2 届出年月日

令和6年6月5日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O ' s 棟南館4階

(2) 期間

令和6年6月21日(金)から令和6年10月21日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月21日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)